

消費者庁

○ 告示第一号

厚生労働省

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成十五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年四月二十四日

消費者庁長官 板東久美子

厚生労働大臣 塩崎 恭久

前文中「移管することとし、」を「移管した。」に、「食品衛生法における」を「法における」に、「移管することとなった」を「移管され、平成二十五年には、法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）及び健康増進法（平成十四年法律第三百号）における食品の表示に関する規定を統合した食品表示法（平成二十五年法律第七十号）が制定された」に改め、「平成十五年法律第五十五号」の下に「。以下「平成十五年改正法」という。」を加える。

第一の一中「改正法」を「平成十五年改正法」に改める。

第一の二中「に規定する表示についての基準の遵守及び」を「の規定により定められた表示の基準及び食品表示法第四条第一項の規定により定められた表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の遵守並びに」に、「以下」を「以下これらを」に改める。

第二の三中「及び地方農政事務所、独立行政法人農林水産消費技術センター」を「、独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改め、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）及び」を削る。

第二の四中「輸入食品検査センター」を「輸入食品・検査センター」に改める。

第三の一の1中「基づく食品等の表示に係る」を「基づき定められた器具又は容器包装に関する表示の」に改め、「徹底する。」の次に次の段落を加える。

加えて、食品表示基準（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）第五条第一項に定める事項に係るもの

限る。) についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

第三の一の2中「すべて」を「全て」に、「法第十九条」を「食品表示基準」に、「アレルギー物質」を「アレルゲン」に改める。

第五の一中「改正法」を「平成十五年改正法」に改める。